

# 立川市第 7 次生涯学習推進計画における振興方策について

(答 申)

令和 6 年 1 2 月

立川市生涯学習推進審議会

# 目次

答申にあたって.....	2
第1章 生涯学習社会の実現.....	3
第2章 施策の体系 .....	4
第3章 重点施策について.....	5
第4章 施策目標、施策の方向、具体化の取組.....	6

## 答申にあたって

本答申は、令和7年度を初年度とする立川市第7次生涯学習推進計画を策定するため、令和6年1月19日、立川市長より「立川市第7次生涯学習推進計画における振興方策について」との諮問を受け、9回の審議を経て取りまとめたものである。

については、審議会での審議結果を踏まえ、次のとおり答申する。

令和6年12月●日

立川市生涯学習推進審議会 会長 倉持伸江

# 第1章 生涯学習社会の実現

## —市民の共学・協働が育むまちづくり

立川市では、平成4（1992）年度に第1次生涯学習推進計画を策定以降、令和2（2020）年度に策定された第6次計画まで、時代の変化や市民のニーズ、立川市の実情に応じて生涯学習を推進するための計画を5年ごとに策定してきました。第1次計画から継続して掲げている基本目標が「生涯学習社会の実現」です。教育基本法第三条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とその理念が示されています。また市民が主体的に、かつ共に学びあう「共学」、市民と行政との「協働」による生涯学習推進、学びと活動の循環によるすべての市民の社会参加と「まちづくり」というこれまでの計画で重視してきた理念は、第7次計画でも継承すべきものです。

立川市が行った「生涯学習に関するアンケート」（令和5（2023）年10月実施）では、前回調査時（平成30（2018）年）と比較して、実際に行った活動内容について「インターネット」を使用した学習が10%近く増加しており、学習の場所や形態、情報収集方法についても「インターネット」が増加している。また、「立川市が今後力を入れるべきこと」についても、「ホームページの充実」、「講座のインターネット予約」、「オンライン等のインターネットを活用した講座の提供」、「SNSで情報を発信する」などが上位の結果となった。一方、「たちかわ市民交流大学」の講座に参加してみたかについて、50代を頂点に50%を超える人が「参加してみたい」としつつも、50代以下の講座参加率は5%以下となっており、実態とは乖離している結果となった。

これらの結果及び第6次計画の成果と課題、状況の変化を踏まえ、次期計画に新たに取り入れるべき観点として以下のようなことを提案します。

まず、デジタル化の推進によって学びをより多様に展開していくことを、すべての施策に関わる重点施策とすることを提起します。デジタル技術の進展は目覚ましく、市民の生活の身近なものとして浸透しつつあります。学習内容や方法、学習情報、学習環境整備など、さまざまな側面での活用を図ることが必要です。

また、学びの裾野を広げるために、学習情報の効果的な発信と、学習施設の活用促進が求められます。

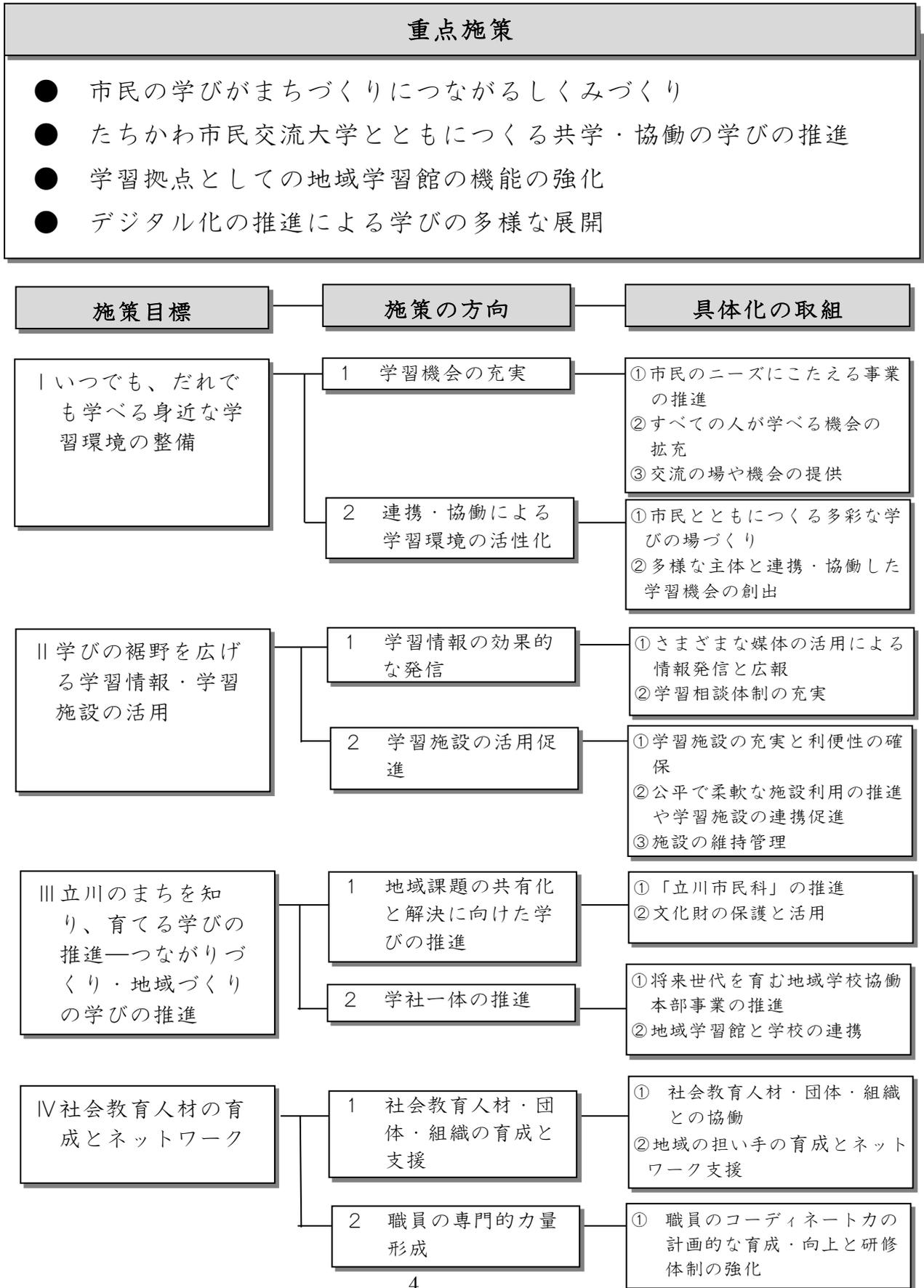
さらに、立川のまちを知り、育てる学びの推進に向けて、地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進、学社一体の推進が求められます。文化財の保護と活用、地域学校協働本部事業の推進、地域学習館と学校の連携を積極的に進めていく必要があります。

加えて、社会教育人材の育成とネットワークをより積極的に進めていくことが求められます。社会教育人材・団体・組織の育成と支援、職員の専門的力量的形成は不可欠です。

立川市の生涯学習は長年、「共学」「協働」を基盤に推進され、独自の発展を遂げてきました。この特徴をより一層生かしながら、長期的な視野で市民と共につくる学びの場づくり、各種団体・組織などと連携した学習機会の創出、学びに関わる市民や組織との協働を進めることを期待します。

## 第2章 施策の体系

生涯学習社会の実現 — 市民の共学・協働が育おまちづくり



## 第3章 重点施策について

立川市第7次生涯学習推進計画では、基本目標である「生涯学習社会の実現 — 市民の共学・協働が育むまちづくり」を実現するために、4つの重点施策を提案します。

これらの重点施策は、立川市の生涯学習を推進する施策の基盤となるものです。

### ● 市民の学びがまちづくりにつながるしくみづくり

市民の主体的な学びは、一人ひとりの生涯にわたる成長といきいきとしたくらしのためだけでなく、地域につながりをつくり、魅力と活気ある地域社会を実現するためにも不可欠です。市民が地域の中で地域から学び、地域の課題を共有し、学んだ成果を地域で生かす活動は、立川市の文化や歴史を次の世代に伝え、新しい価値を創造する市民主体のまちづくりへとつながっていきます。

立川市独自の生涯学習支援のしくみとして定着・発展してきた「たちかわ市民交流大学」、地域の学習拠点として学びあいによる地域をつなぐを創出してきた「地域学習館」、子どもから大人まで地域を学び地域を共につくることを目指す「立川市民科」や「学社一体」の取り組みなど、多様で豊かな市民の学びあいや協働を支える立川市ならではのしくみをさらに充実させていくことが必要です。

### ● たちかわ市民交流大学とともにつくる共学・協働の学びの推進

たちかわ市民交流大学は、平成19(2007)年に誕生して以降、市民やサークル・団体、NPOやボランティアといった市民組織、市内外の教育機関などと行政が協働し、学習環境を整え、多様な学びを提供してきました。引き続き企画運営委員会、市民推進委員会が中心となって、市内調整委員会とともに市民の多彩なニーズに応じた学びを推進することが必要です。市民参加の拡大やさまざまな交流の場の提供、市民のニーズに対応した講座の実施、多様な媒体の活用による情報提供などを通し、市民の自己実現や地域課題の解決、ウェルビーイングにつながる学びの共創に市民と産官学が協働して取り組むことが求められます。

### ● 学習拠点としての地域学習館の機能の強化

公民館としての伝統を持ち、市が職員を配置して運営している地域学習館は、地域の生涯学習拠点として、またコミュニティづくりの拠点として、市民の学習ニーズを探り、学ぶ楽しさを実感できる環境を整備してきました。地域学習館は、運営協議会や利用者、地域団体・組織との協働体制をさらに強め、住民相互の学びあいの機会を提供し、学習情報の提供や学習相談に応じ、市民の学習活動が活性化するよう必要な支援を行うことが求められます。

また、市民主体の地域づくりを目指すために、「立川市民科」や地域活性化事業などの取り組み、地域人材の掘り起こしと育成を通して、地域課題の共有化と課題解決に向けた学習活動を推進することが必要です。こうした取り組みを進めていくためには、地域学習館は地域の学校や教育機関、地域組織、民間組織などと連携し、コーディネーターとして学びをつなぎ高める役割を果たすことが期待されます。さらに、地域学習館運営協議会に参加している社会福祉協議会や青少年健全育成委員会などと協働して、福祉や子育て支援の療育など地域での活動の幅を広げ、質を高めていくことが必要です。

## ● デジタル化の推進による学びの多様な展開

デジタル技術の進展と応用範囲の広がりを見張るものがあり、特にコロナ禍以降「デジタル化への対応」は身近な地域課題のひとつになっています。立川市第5次長期総合計画においてもデジタル化の推進は目標に置かれていますが、生涯学習の分野においても、積極的な推進を図る必要があります。

デジタル技術を活用したりリモート講座やオンデマンド講座などの学習機会の提供、イベントや講座など情報の発信、学習資料の閲覧や見学、有形・無形の文化財など貴重な資料の保存と活用など、デジタル化を踏まえた学習環境の整備と拡充が求められます。学習機会を逸してきた人々に対して、デジタル化によって時間・空間などのバリアフリー化や、学びを通じた仲間づくりへの活用なども期待できます。また、デジタル化に向けた学習機会の提供、特に年齢層の高い世代への対応は必須です。さらに、行政機関の情報のデジタル化による見える化、AI技術を活用した業務の効率化は市民サービスの向上につながります。さまざまな面から、これまでにない取り組みが求められます。一方で、デジタル化によって取り残される人を出さない取り組みも引き続き必要です。

## 第4章 施策目標、施策の方向、具体化の取組

4つの施策目標のもと、それぞれ施策の方向、具体化の取組について提言します。

### 施策目標Ⅰ いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備

時間的制約や生活環境の違い、障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、学習権はすべての人に等しく保障されるべきであり、誰もが生涯を通じて学び続けられるように、学習機会の充実に努めなければなりません。市民一人ひとりの主体的で自由な自己実現のための学びが、学びあいを通じて地域のつながりをつくり、まちづくり・地域づくりへと展開していく、こうした学習と活動の循環をつくり出すことは、生涯学習の重要な役割です。市民の学びあいを通じた交流から生まれる「知縁・学縁」が、地域課題の解決へと発展していくよう、市民と行政の協働のもと、さまざまな事業を展開してください。

### 施策の方向1 学習機会の充実

生きがいづくりやつながりづくり、地域課題の解決につながる学びの創出に向け、生涯にわたって学び続けられるよう、学習機会の保障とさらなる充実に取り組んでください。

#### ① 市民のニーズにこたえる事業の推進

すべての市民が求める学びの内容、方法、場所を実現する、多彩な学習機会を創出してください。また、市民のニーズがどこにあるのかさまざまな手段で不断に調査するとともに、関心・意欲を掘り起こしたり喚起したりするような魅力的な事業を展開してください。

## ② すべての人が学べる機会の拡充

時間的制約や生活環境の違い、障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、すべての市民が主体的に学ぶことができる学習機会の提供を、デジタル技術等も活用して具体的に進めてください。また、これまできっかけがなく地域の中での学びに参加してこなかった市民に向けた、参加しやすい学びはじめの機会を拡充してください。

## ③ 交流の場や機会の提供

市民同士が交流し、共に学びあうことで生まれる新しいつながりは、新たな気づきや学びの意欲を生むとともに、地域課題に関心を持つ契機となります。講座などの受講者・地域学習館利用者同士や、地域の中で活動するさまざまな団体・組織の担い手など、世代や国籍、分野や領域を超えた交流の場を設け、知縁・学縁の形成や学びの場の充実・発展を目指すことが求められます。

学校教育関係者と社会教育関係者が交流し、双方の課題やニーズを把握し、新たな価値を創造することができる場を整えることも、「学社一体」の理念を具体的に実現し発展させていくために必要です。

## 施策の方向2 連携・協働による学習環境の活性化

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応し、市民の学びあいを個々人の成長・自己実現と、地域のつながりづくりやまちづくりにつなげていくため、市民と行政、及び市内外の産官、さまざまな団体・組織との積極的な連携・協働を進め、豊かな学習環境を実現していくことが期待されます。

### ① 市民とともにつくる多彩な学びの場づくり

行政のみならず、たちかわ市民交流大学市民推進委員会や地域学習館運営協議会、生涯学習市民リーダー、市内で活動するサークル・団体など、市民の立場で学びの企画・運営を担っている方々と連携し、多種多彩な事業を展開することを期待します。

### ② 多様な主体と連携・協働した学習機会の創出

市民の生涯学習の充実に向け、学びに関わる多様な機関や組織の調整を行い、連携・協働の推進に取り組んでください。また、市内外の高等教育機関や民間企業などとの連携・協働による独自性・適時性の高い事業を拡充してください。さらに、行政内部の連携を強化し、部署をまたいで協働する学習機会が創出されることが期待されます。

立川市の社会教育は、家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育、市民体育、芸術・文化活動を包括して施策を展開してきました。また学習事業の実施にあたっては、福祉、防災、環境、子育て、医療、産業、まちづくりなど、多様な部署・組織・団体との連携・協働が行われ、地域課題の解決につながる学びを展開してきました。ここ数年、

市内調整委員会が開催されていないことは、たちかわ市民交流大学の設置趣旨から見て大きな問題です。これまでの成果と課題を分析した上で、今後のあり方について検討することが喫緊の課題です。

## 施策目標Ⅱ 学びの裾野を広げる学習情報・学習施設の活用

すべての市民の主体的な学びのためには、自らに適した手段で学習情報を得られること、身近に学習する場があることが重要です。

立川市ではさまざまな講座や学級など学習機会がありますが、そうした事業に参加している市民は全体から見ると多いとは言えません。関心はあるが学びの最初の一步を踏み出せない人、自分にあった学びの機会を見つけられない人などに、さまざまな媒体を駆使して情報を届ける工夫が必要です。情報格差によって知の機会を逸し、不利益や孤立を招くことがないように、学習情報の提供に取り組んでください。また学びへの関心と意欲を引き出すために、学習相談体制を拡充してください。

地域学習館をはじめとした地域の学習施設は社会教育の理念のもと、地域の学びの拠点として、地域学習館運営協議会や利用者、地域団体・組織との協働を進め、学習活動の場を提供すると同時に、地域の中の交流を生みだし、地域活性化に資してきました。その目的と機能を改めて市民や関係組織・団体と協議・共有するとともに、求められる役割を十分発揮し有効活用できるよう、取り組んでください。

### 施策の方向1 学習情報の効果的な発信

いつでも、どこでも、誰もが必要な情報を分かりやすく入手できるよう、よりよい学習情報の収集・蓄積と提供のあり方について検討してください。

#### ① さまざまな媒体の活用による情報発信と広報

広報たちかわやたちかわ市民交流大学情報誌「きらり・たちかわ」などの紙媒体による発信は、広く多くの市民に情報を届ける有効な手段です。「きらり・たちかわ」については、多くの人に手に取って活用してもらえよう、引き続き内容の充実と魅力的なコンテンツ・デザインの工夫に努めてください。

ホームページ、LINEやX、InstagramなどのSNS、動画やラジオも活用し、多様な媒体による情報提供を行ってください。講座情報等のプレスリリースをメディアにおいて発信したり、市役所や市の施設に学習事業の様子や成果をパネル展示したり、「立川市動画チャンネル」に講座紹介を取り上げてもらったり、地域学習館運営協議会と協働で地域ならではのニューズレターを発行するなど、さまざまな組織・機関と連携した積極的な情報発信に取り組んでください。障害のある方など支援が必要な市民に対しても情報を等しく届けられるよう、関連団体とも協力して取り組むことが求められています。

## ② 学習相談体制の充実

地域の中での学びはじめの一步を踏み出すため、学びの仲間を探すため、学びをさらに広げるため、学習相談が気軽にできる環境をつくることが重要です。生涯学習に関する相談・助言を行うためには、相談者のニーズを的確にとらえるだけでなく、関心や意欲を引き出したり、誘発したりするなど、積極的な対応が求められることもあります。学習相談にあたる職員の専門的な知識・技術の向上や、社会教育人材を活用した相談の機会の創出など、学習相談体制を拡充してください。同時に、学習相談の対応にAI（人口知能）のチャット機能を活用したり、多言語への対応に同時翻訳機能を活用するなど、デジタル技術の活用についても検討してください。

身近に学習相談できる環境を整備することも、学びの裾野を広げることに繋がります。地域の学習拠点である地域学習館での相談機能の向上についても検討が求められます。

## 施策の方向2 学習施設の活用促進

立川市の社会教育施設や学習等供用施設は、市民の主体的で自由な学習の場として重要な役割を担ってきました。地域学習館は地域の学びの拠点として、地域学習館運営協議会や利用者、地域団体・組織との協働を進め、地域活性化に資してきました。学習施設のさらなる有効活用を推進するために、学習施設の充実と利便性の拡充、市民一人ひとりのニーズに応じた公平で柔軟な施設利用の工夫、施設間の連携の促進、多様な地域施設の積極的な活用、すべての市民に開かれた学習施設としての機能の強化が求められています。またそのための土台として、施設・設備の維持管理についても計画的に進めていく必要があります。すべての市民が共に学びあい、活動できるようにするために、より活用のしやすい環境の実現に向け、整備を引き続き行ってください。

### ① 学習施設の充実と利便性の確保

持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、地域学習館等の社会教育施設の機能強化は不可欠です。公共施設再編が進められていますが、将来的に施設のあり方が変わるとしても、学習施設が持つ「機能」は確実に維持しさらに充実させることができるよう、また立川市のどこに住んでいても身近な学習施設に通えるような方策を検討してください。

学習施設は単に学びの場所を提供するだけでなく、地域の居場所や交流、まちづくりの拠点としての機能があります。新たな利用者の拡大に向けて、自習スペースなど個人で利用できるようにしたり、wifiを活用した利用方法を提案したり、利用が減少している子どもや若い世代のニーズを探ったりするなどについて、検討してください。

### ② 公平で柔軟な施設利用の推進や学習施設の連携促進

地域学習館などの学習施設では、利用者の利便性の向上と公平性の確保を目的として、

パソコンや携帯電話・スマートフォンなどから施設の空き状況確認や仮予約ができる施設予約システムを導入しており、幅広い地域からさまざまな年齢層の市民が利用しています。これに対して学習等供用施設は、指定管理者が窓口で直接受け付ける申込方式をとっており、地域住民の身近な学習施設として親しまれています。施設が持つそれぞれの特長を生かしつつ、学習施設の本予約に窓口に行くことが困難な市民にも対応できるようにさらに改善するなど市民の学習環境の整備と丁寧な情報提供を行うことで、より一層の利用促進が図られることに期待します。

### ③施設の維持管理

施設や備品の老朽化が著しくなっており、学習活動を制限したり阻害したりするひとつの要因となっていることがあります。市民が安心して学習活動を行うことができるよう、適切な更新や維持管理に努めてください。

物価高騰や資源不足などの状況の中で、施設の改修や設備の更新等において見直しや延期などが生じることがありますが、市民の学びが滞ることのないよう配慮してください。市民の主体的で自由な学びを保障する環境を維持するための予算の確保に努めてください。

## 施策目標Ⅲ 立川のまちを知り、育てる学びの推進—つながりづくり・地域づくりの学びの推進

生涯学習の推進は、市民一人ひとりの生涯にわたる成長と自己実現や生きがいといった、いきいきとした暮らしの実現のためであると同時に、学びを通じて人と人がつながり、地域について知り、地域づくりにつなげていくという重要な目的があります。立川ならではの特徴や魅力を知り、地域の課題について発見・共有し、その解決に向けて考え取り組んでいく、学習と活動の循環を展望した、市民の主体的で共同的な学び合いをさらに積極的に展開してください。事業の企画や実施 すべてのにあたっては、市民一人ひとりと、つながりと、地域をともに育む視点をもって、取り組んでください。

### 施策の方向1 地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進

地域課題の共有化と解決に向けた市民の主体的な学びを創出するための支援が必要です。地域について、子どもから大人までが学び、活動する機会をより充実させてください。

社会や地域に貢献したいと思っている市民は多くいます。社会をよくしていこうという市民一人ひとりの、よりよい生き方を習得する市民学習を意識した内容で、学びを推進してください。地域課題の認識を深め、解決策の検討に参画し、地域に自らが主体的に参加し協働するまでの流れを意識した方法の充実を図ってください。学びの成果を地域に生かし還元できていることの見える化を図ることにより、それがさらなる学習意欲の向上になり、好循環を生み発展させると期待します。

社会の構成員としての市民が備えるべき市民性（シティズンシップ）の学習が大切です。地域コミュニティにおける自己の役割と責任を認識し、社会参画すること、他者と協力しながら、市民社会の一員として主体的に地域課題に取り組む力を育むことも、生涯学習の目的のひとつです。学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤形成を図るべきです。

### ① 「立川市民科」の推進

「立川市民科」は、地域を担う多様な世代の人材の育成という観点で、他の自治体には見られない特徴的な取り組みです。生涯学習における「立川市民科」は市民が主体的に地域と関わり、地域に根差した探究的な学習を深めることにより、地域を大切にしたい思いを育み、新たな未来を拓いていく、よりよい社会の担い手たる市民としての実践を目的とした学習を目指す必要があります。生涯学習を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、よりよい社会の実現に向け、主体的に考え、行動する市民となる学びの場になる事を期待しています。住民としての生活課題や社会課題に対して、生涯学習という手段で、必要な知識の習得のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や課題解決を社会の構成員の一員として主体的に取り組む力を育み、まちに貢献し、まちづくりを担う市民を輩出するための生涯学習を実施してください。

世代を越えた交流や関わりが少なくなっている今、学校教育における「立川市民科」と連動あるいは一体となった取り組みなど、子どもから大人まで多くの市民が参加したくなるような「立川市民科」の活動内容や実施方法の開発が求められます。

### ② 文化財の保護と活用

立川市には先人たちが築いてきた郷土の豊かな歴史と伝統文化が根づいています。有形・無形の文化財の保護・継承の問題は喫緊の課題であり、生涯学習推進審議会や文化財保護審議会等の専門的機関での検討をふまえて、計画的かつ迅速に取り組んでいくことが求められます。

歴史民俗資料館に収集された資料の保存を迅速かつ的確に行い、文化財としての価値を損なうことがないように保護する必要があります。貴重な地域資料が損失されることを防ぐため、対応の機関と施設を整備することが必然です。資料の保存については、デジタル技術を用いた保存や活用についても検討してください。また、市民とその価値を共有し、市民の財産として未来に受け継ぐために、文化財について知り学ぶ機会を設け、活用について市民とともに検討していくことが大切です。郷土の歴史・文化への興味・関心を引き出し市民主体の活動へ導くような、例えば地域にある文化財を調べて街歩きしブックレット等を作成するような事業や、「立川市史」編さんのために収集した資料の公開・利用についても検討して下さい。

かつて軍都とよばれ度重なる空襲を受けた立川市は「平和都市宣言」をしています。平和でなければ市民の自主的で自由な学習活動はあり得ません。戦争の記憶を風化させな

いために戦争遺跡には表示を付けてください。また、戦争と平和について学ぶための社会教育施設の設置を検討してください。

## **施策の方向2 学社一体の推進**

「学社一体」は、社会教育だけで推進されるというものではありません。「学社一体」の理念は、学校教育と社会教育のより一層の連携を推進する、立川市独自の理念として根幹に据えられ、学校支援ボランティア、地域学校協働本部、立川市民科などの事業を展開してきました。地域学習館でも、子どもを地域一体となって育て、地域の大人も共に学ぶ理念の実現に向けて、交流の場をつくったり、活動をしたりするなど、一定の成果をあげてきました。学校教育・社会教育の垣根を越えて、子どもからおとなまで地域を学び、持続可能で魅力ある地域社会をつくる立川市独自のこの取り組みを、教育委員会が一体となって、市長部局の関係部署をも巻き込み、市民や関係する団体・組織との連携・協働によって、より力強く推進していくことを期待します。

### **① 地域学校協働本部事業の推進**

「学社一体」の推進を図るためには、地域学校協働本部事業の目的や組織、具体的な活動内容等をわかりやすく市民や関係者に周知し、その必要性や価値を共有することが大切です。最新の動向がわかるように情報共有の方法を工夫することで、事業に参加・協力する市民の裾野を広げていくことができます。一方で、子どもを地域で育て守る市民ボランティアとして必要な知識・技術を学ぶ機会や資料をさらに整えてください。

また、地域学校コーディネーターが活動しやすいよう、研修や情報交換の機会を整備するとともに、コーディネーターが地域の資源や老人会や文化会、商店街、青少健などの組織・団体とつながる機会やしぐみを積極的につくってください。地域の教育力を高め、子どもたちの健やかな成長を育む、顔の見える地域づくりにつなげてください。

### **② 地域学習館と学校の連携**

地域の学習拠点である地域学習館は、地域と学校の連携・協働を先へ進めるために積極的に役割を果たす必要があります。学習成果の発表など学校の教育を地域学習館で実施したり、地域学習館の利用方法や実施する講座等の情報を学校で児童・生徒や保護者に発信したりするなどの活用等が考えられます。

学校がさまざまな課題を抱えている状況の中、地域と学校との協働的な関係を再構築していくためには、地域で暮らし地域についての知識が豊富な地域学校コーディネーターと地域学習館のつながりもより緊密にする必要があります。地域学習館は学習館利用団体等の把握や他館とのネットワークを持ち、豊富な学習資源を有しています。つなぎ役として、地域学校コーディネーターと地域学習館や地域学習館運営協議会が定期的に情報交換をしながら、協力・連携の体制の強化を図りつつ、地域が学校を支える体制を創り上げていくとともに、地域学習館のコーディネート力も向上させていくことが望ま

れます。

## 施策目標Ⅳ 社会教育人材の育成とネットワーク

市民一人ひとりの成長や自己実現のための学習から、地域のつながりづくりやまちづくり・地域づくりにつながる学びあいに発展させていくためには、学習活動の企画・運営支援を行う人材の育成や、社会教育人材のネットワーク化が必要です。また、社会教育人材の育成と活用のため、地域に人々が集える場（地域学習館・学習等供用施設など）を確保し、より使いやすい施設を目指して設備などの充実を図ってください。

社会教育人材の育成と活用、ネットワーク化のために、また多様な団体・組織と連携・協働した学習環境の実現のためには、コーディネーターの働きが必要です。そのために、地域に密着し信頼されるコーディネーターの役割を果たす職員の専門性の育成が不可欠です。地域学習館においても、地域の力を引き出し、結び付け、まとめる役割がますます求められます。

「市民の共学・協働が育むまちづくり」を市民と共に実現していくため、専門的な知識・技術の習得のみならず、地域に密着した人的ネットワークを構築できる職員の育成が求められています。職員には、学習のコーディネーターとして学習情報の提供を通じた市民ニーズを的確にとらえ、市民が抱える課題を学びと結び付け、学習を通して実際に解決できるよう支援していくことが求められています。

### 施策の方向 1 社会教育人材・団体・組織の育成と支援

「市民の共学・協働が育むまちづくり」を実現していく鍵となるのが、さまざまな形で学びの支援に関わる市民や団体・組織です。これまで立川市の生涯学習は、多くの社会教育人材や団体・組織によって支えられ、市民の豊かで多様な学びが創出されてきましたが、これからもこうした状況を維持しつつ、さらに発展させていくためには、人材や団体・組織の掘り起こしや確保、育成が不可欠です。これはさまざまな市民や団体・組織の学びの成果を活かし活躍する場や機会を広げ、地域の学びが相乗効果で活性化することにもつながります。

#### ① 社会教育人材・団体・組織との協働

これまで立川市では、たちかわ市民交流大学市民推進委員や地域学習館運営協議会委員、生涯学習市民リーダーをはじめとして、各種地域団体や施設利用者団体と共に、それぞれが持つネットワークを生かした社会教育人材の把握・活用が行われてきました。今後は、さまざまな主体が互いに協働しながら生涯学習施策を推進し、市民力を生かしたまちづくりが実現できるよう多様なネットワークを構築していくことが望まれます。

また、市民の多様な学習ニーズに細やかに応じる学習機会をつくり、学んだ成果を地域で活かす機会を広げていくためには、講座等で主としてボランティアで講師役を担う生涯学習市民リーダーのしくみや支援のあり方を見直し、充実させていくことを求めま

す。

## ② 地域の担い手の育成とネットワーク支援

立川市の生涯学習は、多様な市民参画と社会教育人材の活躍によって成り立っていますが、これらの方々と協働して、自分の持つ知識や技能を地域のために生かしたいと考えている潜在的な人材の掘り起こしに引き続き取り組んでください。例えば、親子で参加できる多世代交流型のイベントを地域学習館で実施するなど、楽しさをきっかけに興味を持ち地域の人との関わりを持つ機会を設定してください。リタイアなどをきっかけに新たな活躍の場を求めているシニア世代に向けたアプローチを積極的に展開してください。専門的知識や技術を持つ市民を掘り起こし、地域の中で活躍する場を設定したり、学んだ成果をボランティアとして活かすしくみを工夫してください。

地域の核となって積極的に活動を行い、人と人、人と団体などとの橋渡し役を担っていただける地域人材の育成を早急に進めてください。

## 施策の方向2 職員の専門的力量形成

生涯学習関連事業に関わる職員は地域における学び習・活動のコーディネーターとしての重要な役割があります。社会教育・生涯学習による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕すことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる中で、職員は「市民の共学・協働が育むまちづくり」の実現に向け、市民の生涯学習を通じた自己実現と、地域や社会に貢献する仲間づくりや地域づくりをつなぐ力量が求められています。

市民の学習支援を通して地域への関心を高め、市民協働によるまちづくりを進められるよう、コーディネーターとしての専門的力・技量を身に付けた職員の養成に取り組んでください。さらに、こうした専門性や市民との信頼関係を、組織として責任をもって育成・継承していくしくみの構築も不可欠です。

「地域学習館としてのコーディネート力」を考える場合、職員だけでは完全ではありません。地域学習館全体の能力を向上させるという考え方に立ち、地域学習館運営協議会をはじめとする地域の方々と協働して運営していく力の育成も求められます。求められる役割の大きさに比べて、地域学習館の職員体制は余りに貧弱です。職員体制の充実を強く求めます。

### ① 職員のコーディネート力の計画的な育成・向上と研修体制の強化

地域学習館などの学習施設や生涯学習情報コーナーなどの学びに関わる窓口は、人と人、人と学びをつなぐ地域の身近な窓口として、市民の生涯学習活動の推進に重要な役割を果たします。また、職員のコーディネート力は、今後の地域学習館のあり方を考える上で無くてはならない能力であり、積極的な能力開発・育成が求められています。

各施設に配置された職員が、利用者や地域団体との情報交換を通して、地域で活動する団体の活動内容や活動の核となる人材を把握し、その情報を必要とする人と結ぶこと

ができるよう、職員のコーディネート能力のより一層の向上に期待します。

また、具体的な地域課題を学びにつなげる企画力、市民と協働して学びを展開する実践力を、研修などを通じて養うことも求められます。

社会教育主事は、専門的な視野から教育行政と市行政全体を見通し、橋渡しする役割を担う専門職であり、「学社一体」を推進する上でも大変重要な役割を持っています。職員を社会教育主事として発令し配置することが望ましいですが、それが難しい場合は、社会教育士や社会教育主事有資格者の配置も進めてください。地域学習館職員だけではなく、さまざまな部局の意欲ある職員が新制度を活用することによって、「市民の共学・協働が育おまちづくり」は実現します。既存の社会教育主事資格を持つ職員が「社会教育士」の新しい称号に認証されるために必要な2科目の受講を支援したり、新たに資格を取得できるよう支援したりするなど、新制度の活用や研修制度の創設も検討の余地があります。

-----  
(注)「社会教育士」について

令和2(2020年)4月に施行された「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」により、社会教育主事講習の修了証書を授与された者に「社会教育士(講習)」、大学などにおける社会教育課程において科目の単位の全部を修得した者に「社会教育士(養成課程)」の称号が付与される。「社会教育士」には、社会教育に関する専門的な学習成果を生かし、NPOや企業などの多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくりなどの社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。なお、改正前の社会教育主事講習修了者・大学での必要単位取得者は、新設された「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の2科目を受講することで「社会教育士」を称することができる。